

第3号議案 定款変更に関する件

【都草現行定款】

(任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

【都草改正定款(案)】

(任期等) 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、同通常総会が役員の任期の開始の日から2年以内に開催されない場合は、2年とする。なお、再任は妨げない。

2 役員選任後2年以内に後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

附則 この定款の変更は定款変更認証日から施行する。

【理由】

→現定款においては、改選時の総会が、理事の任期となる2年を越えるか越えないかで、理事長及び副理事長の選定に異なる手続きを取っている状態にあるため、それを改善する